

岩手県知事部局インターンシップ実習生受入実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、本県における就業体験を通じ、県内に在住する学生等の就業意欲の向上及び県の業務に対する理解の促進を図るとともに、長期的な視野での人材確保を目的とし、岩手県知事部局がインターンシップ（学生の就業体験をいう。以下同じ。）実習生を受け入れる場合について、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学（大学院及び短期大学を含む。以下同じ。）の学生
- (2) 県内在住の高校生
- (3) 専門学校の学生

2 県内在住の高校生を実習生として受け入れる場合の詳細については、岩手県教育委員会が定める「県の機関における高校生インターンシップ実習」実施要項によるものとし、本要領の規定は、適用しない。

(受入期間、手続等)

第3 実習生の受入時期は、夏季休暇期間中を原則とし、期間は5日間以上とする。ただし、実習生及び実習生の受入れをしようとする所属の事情等に応じて、別に期間を定めることができる。

2 人事課は、実習生の受入れをしようとする所属を各部局に照会のうえ取りまとめ、実習内容と合わせ、あらかじめ大学に提示するものとする。

3 大学及び専門学校（以下、「大学等」という）は、インターンシップ実習生受入協議書（様式第1号）及びインターンシップ実習申込書（様式第2号）を人事課総括課長に提出するものとする。

4 人事課は、各部局と協議のうえ、実習の目的が第1の趣旨に沿うものと認められる場合は、実習生の受入れを決定するものとする。

5 実習生を受け入れる所属（以下「受入所属」という。）は、カリキュラム及び諸条件を決定し、インターンシップ実習カリキュラム（様式第3号）及び実習諸条件等（様式第4号）を人事課あて提出するものとする。

(事故責任等)

第4 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

(覚書の締結)

第5 県は、実習生の受入れに当たって、実習生が在籍する大学等と覚書を締結するものとし、その手続きは、人事課が一括して行うものとする。

(経費等の負担)

第6 県は、賃金、通勤に係る経費及び学生受入れに当たっての傷害・賠償責任保険料については、支給し、又は負担しないものとする。

2 県業務の執行のために、本人負担となる経費（宿泊出張の際の実費、公用車以外の公共交通機関利用の場合の実費等）については、県が負担するものとする。この場合において、受入所属の主管室課は、負担金額等について人事課に協議するものとする。

(誓約)

第7 実習生は、実習開始時まで、誓約書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実施結果の報告)

第8 受入所属は、実施結果について報告書を作成し、各主管室課を経由して人事課に提出するものとする。

2 人事課は、前項の書類を取りまとめのうえ、実習生が在籍する大学等又は岩手県教育委員会あて提出するものとする。

(その他)

第9 実習生の受入れに係る庶務は、人事課が行う。

2 この要領に定めるほか、実習生の受入れに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年5月27日から施行する。